

事業報告書				
医療法人整理番号		28086		
報告期間		自 令和7年4月1日		
		至 令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1)	名称	医療法人神甲会		分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	分類①	社団（出資持分なし）		
	分類②	特定医療法人		
	分類③	基金制度不採用		
(2)	事務所の所在地	兵庫県		
	市町村	神戸市中央区		
	町名・番地	下山手通8-2-35		
	建物名			
(3)	設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 昭和56年6月3日		
(4)	設立登記年月日	昭和56年6月11日		
(5)	理事長の氏名	隈 隆		
	姓	夏樹		
	名	22		
	役員及び評議員の人数	理事長を含む人数を記載すること。		
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
(2)	附帯業務	記載はこちら		
(3)	収益業務	記載はこちら		
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9)	その他	記載はこちら		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

事業報告書				
1-(2) 従たる事務所の所在地				
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名	

事業報告書				
1-(5) 役員及び評議員				
役職	姓	名	備考	
理事	隈	夏樹		
理事	宮内	昭		
理事	水内	孝司		
理事	宮	章博		
理事	伊藤	充		
理事	赤水	尚史	隈病院 院長	
監事	松塚	文夫		
監事	廣橋	由樹		
評議員	隈	美紀	職員の妻（主婦）	
評議員	土肥	俊子	職員の妹（主婦）	
評議員	宮内	光世	職員の妻（主婦）	
評議員	窪田	純久	医療従事者（他院医師）	
評議員	竹内	陽史郎	医療従事者（他院医師）	
評議員	倉橋	正子	病院の経営に関して識見を有する者（元職員）	
評議員	網野	信行	医療従事者（他院医師）	
評議員	根岸	孝明	医療従事者（他院医師）	
評議員	西村	孝一	医療従事者（他院医師）	
評議員	森田	新二	病院の経営に関して識見を有する者（元職員）	
評議員	圓尾	龍夫	病院の経営に関して識見を有する者（顧問税理士事務所所員）	
評議員	中田	利夫	病院の経営に関して識見を有する者（病院の設計事務所代表）	
評議員	杉本	一裕	病院の経営に関して識見を有する者（顧問社労士）	
評議員	兼松	和人	病院の経営に関して識見を有する者（元職員）	

1-(5) 役員及び評議員		
役職	姓 名	備考

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

- 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
- 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
病院	隈病院		281b1J2849	兵庫県神戸市中央区下山手通8-2-35	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
					58	0	0	0	0	0	0

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書					
2-(1) 本事業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)					
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員 通所定員

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

様式 2

法人名 医療法人神甲会 限病院
所在地 兵庫県神戸市中央区下山手通8-2-35

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	9,467,454 千円
2. 負 債 額	333,796 千円
3. 純 資 産 額	9,133,658 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,025,150
B 固 定 資 産	6,442,304
C 資 産 合 計 (A + B)	9,467,454
D 負 債 合 計	333,796
E 純 資 産 (C - D)	9,133,658

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人神甲会
所在地 兵庫県神戸市中央区下山手通8-2-35

※医療法人整理番号 28086

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	3,025,150	I 流動負債	333,796
現金及び預金	2,182,614	買掛金	161,642
事業未収金	696,515	未払金	103,345
たな卸資産	106,799	前受金	160
前渡金	31,257	預り金	68,351
前払費用	7,942	前受収益	297
その他の流動資産	23	未払法人税等	
その他の流動資産		未払消費税等	
		前受金	
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	6,442,304	II 固定負債	0
1 有形固定資産	6,215,775	医療機関債	
建物	4,904,435	長期借入金	
構築物	56,176	繰延税金負債	
医療用器械備品	132,489	その他引当金	
その他の器械備品	101,786	その他の固定負債	
土地	1,000,325		
その他の有形固定資産	20,564		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
2 無形固定資産	95,851	負債合計	333,796
借地権	48,516	純資産の部	
ソフトウェア	46,298	科目	金額
その他の無形固定資産	1,037	I 基金	78,000
3 その他の資産	130,678	II 積立金	9,055,658
その他の固定資産	130,678	繰越利益積立金	9,055,658
長期貸付金		繰越利益積立金	
保有医療機関債		その他積立金	
その他長期貸付金			
役員等長期貸付金		III 評価・換算差額等	0
長期前払費用		その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産			
資産合計	9,467,454	純資産合計	9,133,658
		負債・純資産合計	9,467,454

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人神甲会
所在地 兵庫県神戸市中央区下山手通8-2-35

医療法人整理番号 28086

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			4,969,377
2 事業費用			
(1) 事業費	1,285,972		
(2) 本部費	4,162,716		5,448,688
本来業務事業損失			479,311
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業損失			479,311
II 事業外収益			
受取利息	9		
その他の事業外収益	137,110		137,119
III 事業外費用			
支払利息	299		
その他の事業外費用	15,804		16,103
経常損失			358,295
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益			0
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失	772		772
税引前当期純損失			359,067
法人税・住民税及び事業税			
法人税等調整額			0
当期純損失			359,067

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人神甲会 限病院
所在地 兵庫県神戸市中央区下山手通8-2-35

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人神甲会

理事長 隈 夏樹 殿

私（注１）は、医療法人神甲会の令和７会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年５月２３日

医療法人神甲会

監事 松塚 文夫

監事 廣橋 由樹

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。